

内閣参質二二二第三号

令和八年十月十六日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一 殿

参議院議員奥田ふみよ君提出消費税率の変更に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員奥田ふみよ君提出消費税率の変更に関する質問に対する答弁書

一及び二について

政府が主催する会議において、お尋ねの「二年間の食料品消費税率引下げ期間が終了した後、食料品以外の消費税率を現行の10%より引き上げる案」が提案されたことはなく、これを前提としたお尋ねについてお答えすることは困難である。

三について

租税及び社会保険料による負担の軽減のための飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の支給に関する法律案を今国会に提出しているところ、それ以外に、将来の消費税率の在り方について具体的な検討を行っていない。